

キモチをカタチに思いをつなぐ

善意銀行

善意銀行はみなさまからお預かりした善意を地域の福祉活動の振興（福祉の向上）に役立てています。

高齢者の
福祉に

障害者（児）
の福祉に

児童の
福祉に

地域の福祉や
ボランティア
活動に

寄付には、**金銭預託**と**物品預託**があります

〔金銭寄付(寄付金)〕

■ チャリティーバザーの収益の一部を

■ お祝い事や香典のお返しにかえて

※お祝い返しや香典返しにかえてご寄付いただいた場合、ご希望があれば寄付者様にかわり、挨拶状などの印刷をさせていただきます。（はがきはご用意ください）

■ 遺贈寄付

神戸市垂水区社会福祉協議会への遺贈による寄付金には、租税特別措置法の規定により、相続税が課税されません。

■ 相続財産寄付

相続税の申告期間にご寄付いただいた相続財産には、相続税が課税されません。

※相続税の申告期間は、故人がお亡くなりになった翌日から10か月以内。

物品寄付(預託品)

預託された物品例

- 車いす（新品）
- 未使用切手、はがき
- 手作り品（アクリルたわし、カードケース）
- マスク



※食料品、中古品（衣料等）はお取り扱いしておりません。

受取先との調整が必要となりますので、事前にご相談ください
(お預かりできない場合があります。)

寄付金はこのように役立てられています 令和元年度実績額・・・

高齢者の福祉に

- ★友愛訪問活動、ふれあい給食会活動の充実
- ★助け合い・支えあい活動の推進
- ★ひとり暮らし高齢者の支援に



障害児（者）の福祉に

- ★手作り商品アンテナショップの開催
- ★当事者団体の活動支援
- ★障害者の働く場所の充実



児童の福祉に

- ★子どもの居場所を広げるために
- ★地域での子育てサークルの育成
- ★発達障害児の支援活動に
- ★里親活動の支援に



地域福祉やボランティア活動に

- ★安心して暮らせる福祉のまちづくりのために
- ★ボランティアグループの活動支援に



ご寄付をお考えの方は、
お気軽に神戸市垂水区社会福祉協議会までご相談ください

社会福祉法人 神戸市垂水区社会福祉協議会
TEL：078-708-5151 FAX：078-709-1332